

(社) 日本人材派遣協会 松田専務 殿

お世話になっております。

厚生労働省 職業安定局

派遣・有期労働対策部 需給調整事業課 井上です。

さて、当課で取り扱っております、「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」について、今般発生しました、東北地方太平洋沖地震により、支給申請に間に合わなかった場合においても、以下の下線部のとおり対象になりますことを情報提供させていただきますとともに、お忙しい中大変申し訳ございませんが、貴協会会員企業の方々に周知していただきますようお願いいたします。

派遣労働者雇用安定化特別奨励金支給要領（抄）

0601 支給申請期間

イ 奨励金の支給を受けようとする事業主は、奨励金の支給の対象となる対象労働者に係る支給対象期が経過するごとに、当該支給対象期分の奨励金について、当該支給対象期の末日の翌日から起算して1か月以内に、奨励金第1期支給申請書、奨励金第2期支給申請書又は奨励金第3期支給申請書（様式第1号。以下それぞれ「第1期支給申請書」、「第2期支給申請書」、「第3期支給申請書」という。）のいずれかを事業所の所在地を管轄する労働局長（以下「管轄労働局長」という。）に提出しなければならない。

なお、当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができる。

また、天災その他支給申請期間内に奨励金の支給を申請しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後7日以内にその理由を記した書面を添えて申請することができる。

【連絡先】

代表 03-5253-1111 内線5320

又は、課直通 03-3502-5227